

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年7月31日

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき,」を「基づく」に,「及び京都市公共下水道事業条例」を「,京都市公共下水道事業条例」に改め,「下水道使用料」の右に「その他の上下水道事業の業務に係る公金」を加える。

第14条の見出しを「(協定及び指示)」に改め,同条中「お客さまサービス推進室長」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は,平成21年8月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)